

口蹄疫対策について

- 1 口蹄疫の現状について 1～6
 - ・ 宮崎県の現状
 - ・ 三重県の現状

- 2 初動体制について 7～10
 - ・ 三重県口蹄疫対策会議
 - ・ 口蹄疫発生時の初動対応イメージ
 - ・ 県内防疫関係機関

- 3 口蹄疫発生時を想定した段階的防疫措置と実施・
検討事項 11

平成22年5月27日

農水商工部

1 口蹄疫の現状について

農林水産省

プレスリリース

平成22年5月26日
農林水産省

宮崎県における口蹄疫の疑い事例の210例目～218例目について

- 本日、家畜伝染病である口蹄疫の210例目～218例目の疑似患畜を確認しました。
- 口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の動物の病気であり、人に感染することはありません。
- 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むよう御協力をお願いします。

1 疑い事例の概要

本日、宮崎県児湯(こゆ)郡において、川南町の農場6件(合計1,389頭)、及び、都農町の農場1件(当該農場118頭)、高鍋町の農場2件(合計2,842頭)で、口蹄疫の疑似患畜を確認しました。

(各事例の詳細については、別添資料をご参照ください。)

2 今後の対応

- 当該農場の飼養牛・豚等の殺処分等の必要な防疫措置について、宮崎県とともに迅速かつ的確に実施します。
- 従来までの対策に引き続き、今後も、農林水産省職員や都道府県の獣医師等の発生農場や消毒ポイントへの派遣(5月26日までに延べ7,320名を派遣)等を行ってまいります。
- えびの市を中心に設定されている移動制限区域においては、最終発生例である83例目(5月13日確認)の殺処分が完了した5月13日から、新たな疑い事例は発生していません。このため、移動制限区域解除のための清浄化確認検査を実施中です。
- 防疫措置の詳細については、「宮崎県の口蹄疫に対する防疫措置について」(http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/syh_soti.html)をご参照ください。

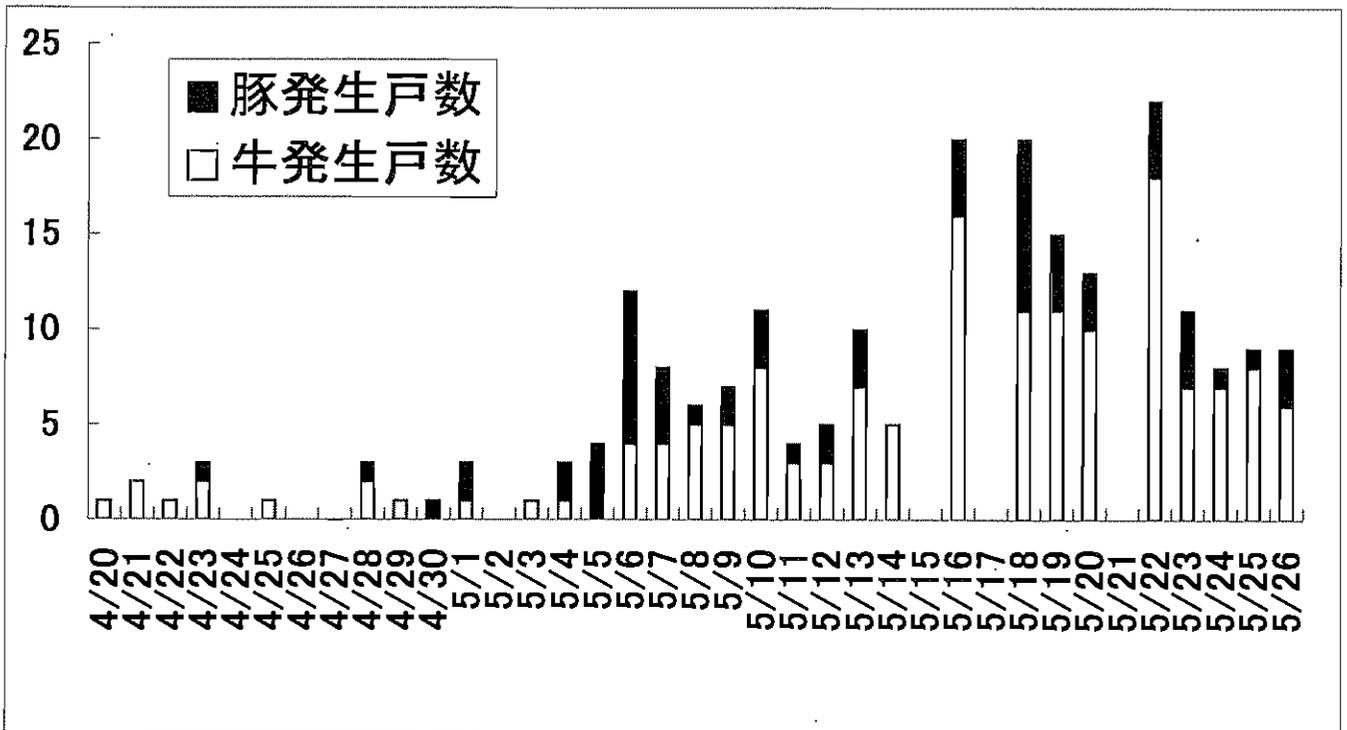
3 その他

- (1)口蹄疫発生に伴う関連対策の一つとして、殺処分家畜等に対する家畜伝染病予防法に基づく手当金の概算払を実施することとしております。申請書の受付を25日より開始しており、同日申請があったものについては、本日、県に対し、概算払を実施しましたので、申請者には、27日中に県から支払いが実施される見込みです。
- (2)口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の動物の病気であり、人に感染することはありません。また、感染畜の肉や牛乳が市場に出回ることはありませんが、感染畜の肉や牛乳を摂取しても人体には影響ありません。
- (3)現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むよう御協力をお願いします。
- (4)本日判明分を含めた合計頭数は、152,357頭(牛22,438頭、豚129,903頭、山羊8頭、羊8頭)です。
- (5)過去に発表した各事例の頭数等については、「口蹄疫に関する情報」(http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html)内、「発生状況等」で公開しております。「発生事例のリスト」及び各プレスリリースをご参照ください。また、口蹄疫発生に伴う経済的支援の詳細については、「口蹄疫に関する情報」(http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html)内、「口蹄疫発生に伴う経済的支援」(http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/taisaku.html)等をご参照ください。

<添付資料>(添付ファイルは別ウィンドウで開きます。)

- 各事例の詳細について(PDF:61KB)

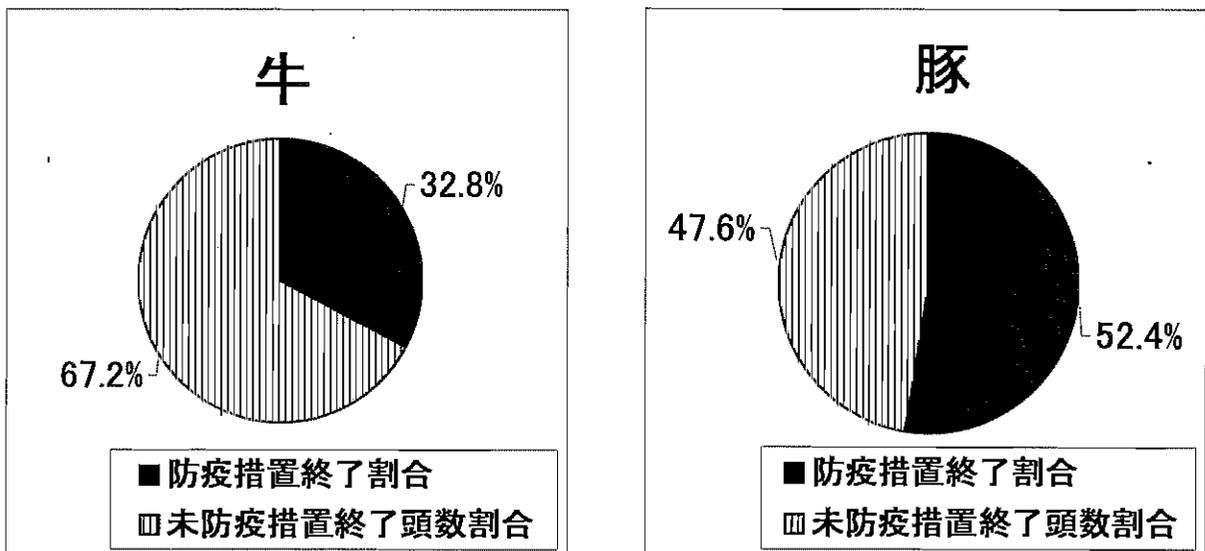
宮崎県の口蹄疫発生農家戸数(経時)



	牛	豚	山羊	計
発生農家戸数	151	68	1	218

※6例目,197例目は牛/豚農家各1戸としてカウント

防疫措置進捗状況



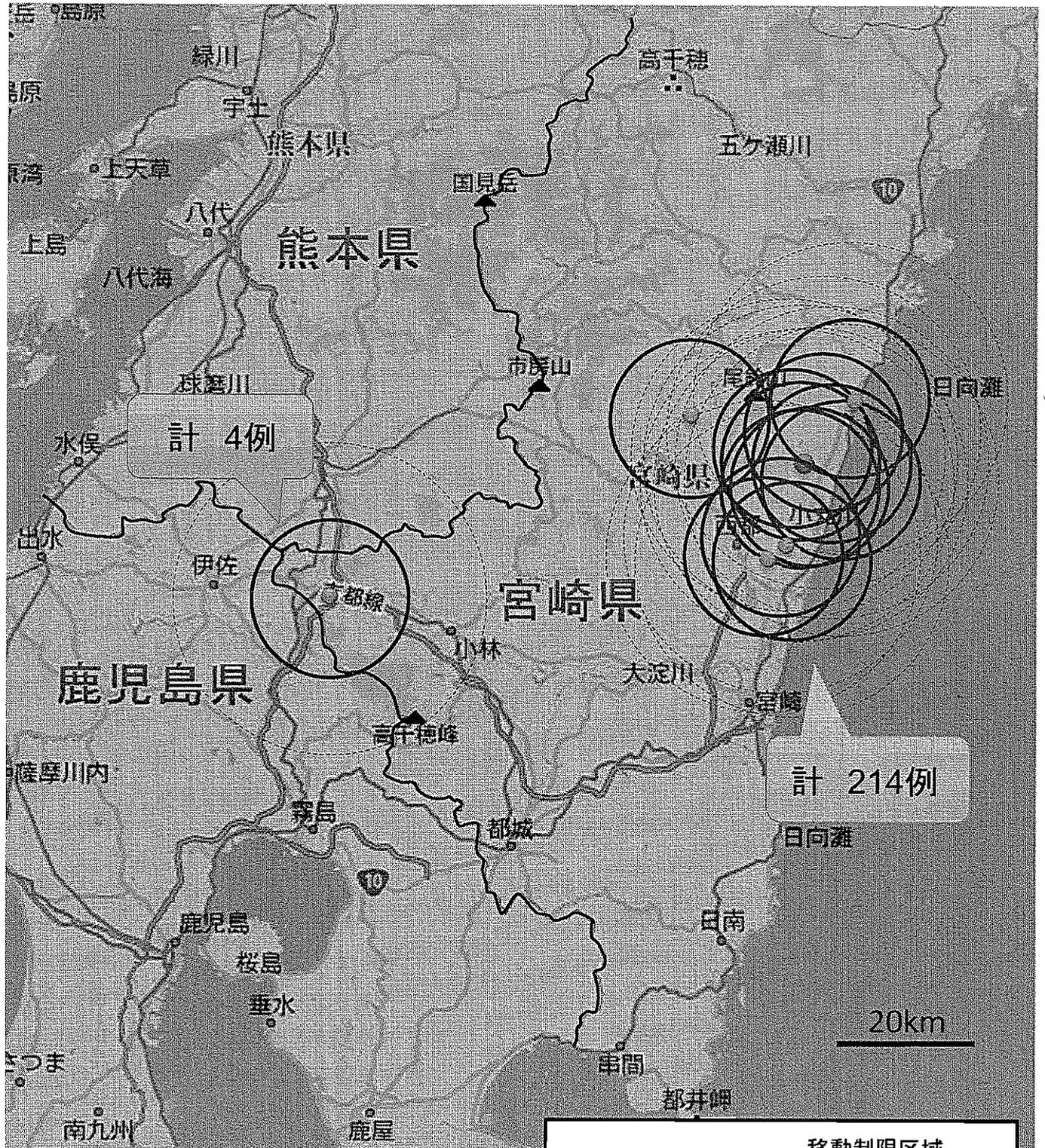
	牛	豚	計
防疫措置対象頭数	22,438	129,903	152,341
防疫措置終了頭数	7,363	68,066	75,429
未防疫措置終了頭数	15,075	61,837	76,912

※防疫措置対象頭数は山羊8頭・羊8頭を含め、152,357頭

※防疫措置＝農場の家畜を殺処分して埋め、農場を消毒すること

口蹄疫の発生状況について

平成22年5月26日

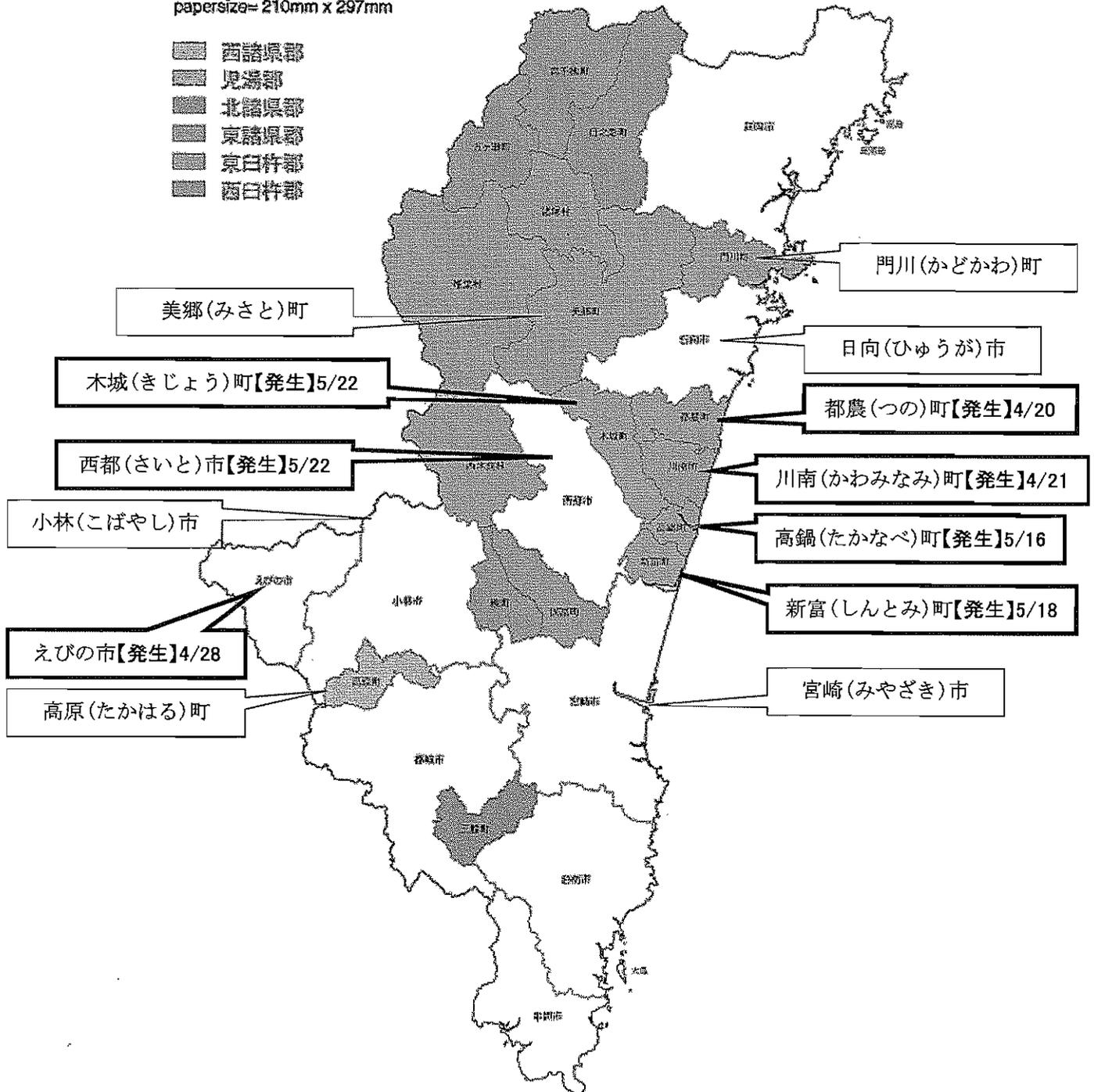


—— 移動制限区域
(発生地点～半径10km)
----- 搬出制限区域
(半径10km～20km)

口蹄疫の発生(宮崎県) H22, 5, 27現在

0450Miyazaki_A4E merger
papersize= 210mm x 297mm

- 西諸県郡
- 児湯郡
- 北諸県郡
- 東諸県郡
- 東臼杵郡
- 西臼杵郡



三重県における口蹄疫防疫対応について

1. 初動防疫について

4月20日に宮崎県で、口蹄疫の発生が確認されて以降、県内全389農場において、4月26日までに緊急調査を実施し、異常のないことを確認しました。

特に、4月に宮崎県から導入された235頭を肥育している牛農家へは電話連絡を毎日行い、潜伏期間（約2週間）の経過する5月連休明けまで異常が認められませんでした。

以上の確認により、発生地から牛の移動に伴う病原体侵入の可能性はかなり軽減されたと判断しています。

2. 現在の防疫体制について

県内の清浄確認ができたことから、4月27日付けで、畜産（牛・養豚）農家及び関係24市町、獣医師会、畜産協会、家畜商組合連合会等、関係団体に、文書通知し、特に

- ①農場の定期消毒
- ②農場への部外者の入場制限
- ③毎日の臨床観察
- ④異常家畜発現時の即時届出を徹底し監視を継続しています。

なお、異常発生に備え、家畜保健衛生所は、24時間体制をとっています。

3. 発生情報等の提供について

農林水産省の発表する発生情報については、全対象家畜飼養農場、県獣医師会を始めとする関係団体、県警本部、市町ならびに県関係機関へメール、ファックス、郵送により毎日行っており、正確な情報の共有化に努めています。

4. 宮崎県への家畜防疫員派遣

5月3日以降3名を派遣しており、5月19日からは3名をさらに派遣します。以降も派遣を継続します。

5. 人への健康（影響）について

多くの取材、会議、パンフレット等を通じ、人への健康被害のないことを説明し、理解を求めた結果、風評被害もなく冷静な対応が続いています。

6. 三重県における対策会議等の開催について【別紙】

- ・平成22年5月21日 三重県口蹄疫対策会議
- ・平成22年5月24日 宮崎県における口蹄疫発生にかかる市町情報連絡会議

宮崎県で発生した口蹄疫による 三重県内畜産農家への影響について

4月20日に、宮崎県で口蹄疫の発生が確認されて以降、宮崎県内の子牛市場は閉鎖された状態が続いており、九州のほとんどの子牛市場も休止又は延期となっています。

三重県内の肥育農家は県外（九州、淡路、岐阜等の子牛産地）から子牛を導入しており、口蹄疫発生後、子牛導入が滞っていましたが、肥育農家では全農、農協等を通じ、九州以外の子牛市場（淡路、岐阜、岩手、北海道等）から子牛を導入できるよう手配済み（5月導入予定頭数約500頭）であり、現時点では特段の影響はありません。

なお、豚に関しては、九州からは導入していないことから影響ありません。

今後の子牛の確保については、各事業者との連絡及び情報収集に努めてまいります。

また、宮崎県での口蹄疫発生が長期となると、全国の子牛市場の価格が上昇し、肥育農家の経営を圧迫するおそれがあることから、既存の融資制度等を有効に活用するなどの支援を行ってまいります。

(参考)

- (1) 平成21年度の三重県内への子牛導入実績は、県内全体で約10,000頭（推定）（松阪牛5,900頭、伊賀牛1,000頭）となっており、宮崎県からの導入は、そのうち約2,700頭でした。
- (2) 導入窓口としては、全農単独、農協、家畜商、個人があります。
- (3) 導入産地としては、九州から約6,000頭、淡路、岐阜等から4,000頭が県内に導入されています。
- (4) 口蹄疫発生後、他の産地の市場における子牛価格は、直後の岐阜市場が上昇したものの、それ以外は、買い控え等もあり、現時点では、大きな変化は見られません。
- (5) 乳牛については、近年、三重県内への育成牛の導入頭数は約800頭で、その導入先はほぼ全頭（98%）が北海道からです。平成22年についても宮崎県からの導入はありませんでした。

2 初動体制について

三重県口蹄疫対策会議の設置について

1 目的

口蹄疫の発生が牛、豚等の生産者に大きな影響を及ぼすことから、各部局間の連携を密にし、県の組織を挙げて総合的な対策を講じ、その被害の拡大防止と早期終息及び県民の不安解消を目的として設置する。

2 設置の時期

- (1) 県内の牛、豚等が独立行政法人 動物衛生研究所において、疑似患畜と診断されたとき
- (2) 隣接県で口蹄疫に関する通報があり、県内に移動規制区域又は搬出制限区域が及んだとき
- (3) その他、部長が必要と認めたとき

3 所掌事務

- (1) 県内における口蹄疫の防疫対策に関すること
- (2) 的確な情報提供に関すること
- (3) 消費関連対策に関すること
- (4) その他、対策会議の設置目的を達成するために必要なこと

4 対策会議の構成

対策会議は、防疫方針等を決定する本庁対策会議と、現地において防疫活動等を行う現地対策会議で構成し、それぞれの委員は裏面のとおりとする。

- 5 この対策会議は、平成22年4月28日をもって設置する。

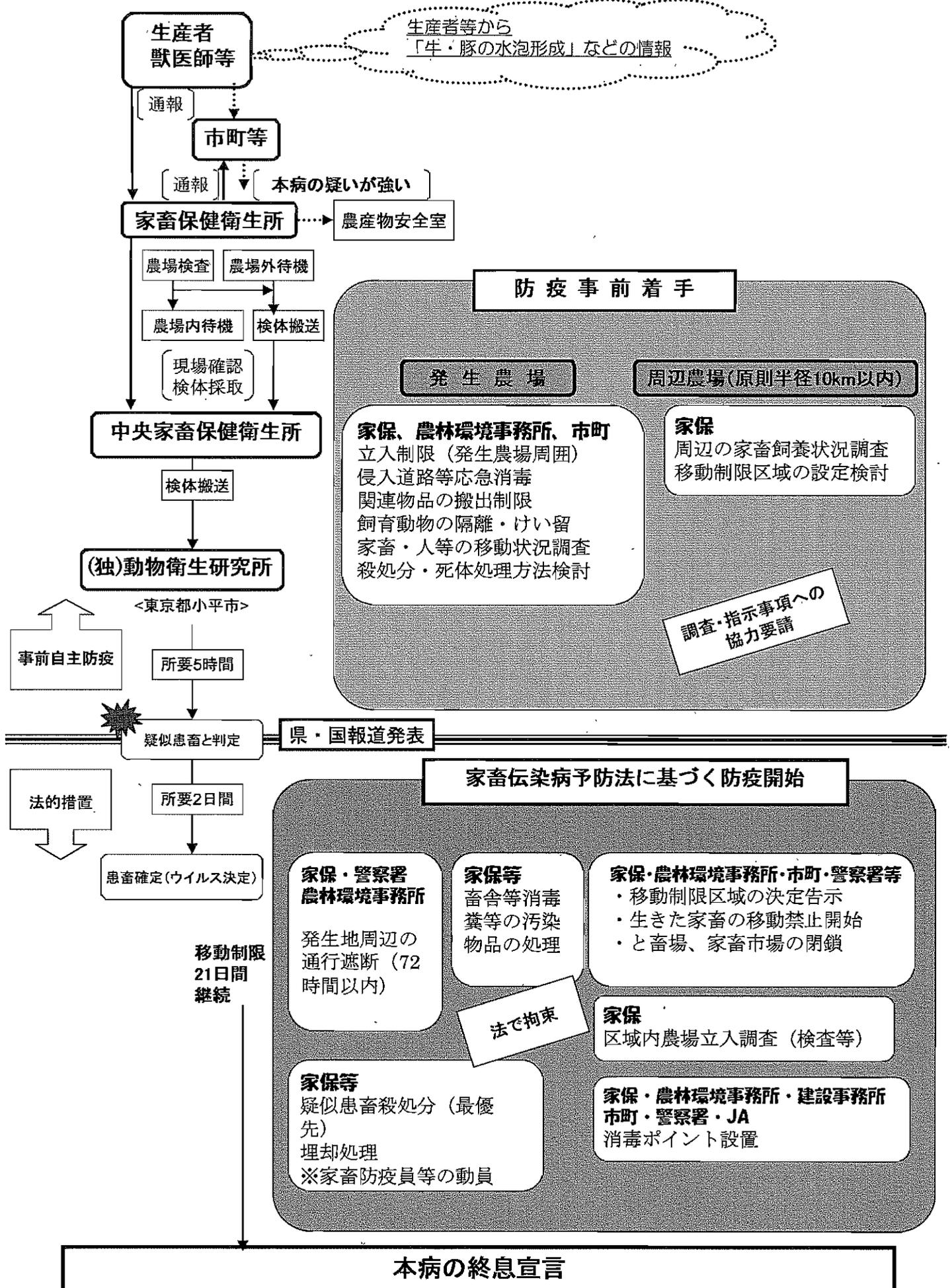
【本庁対策会議】

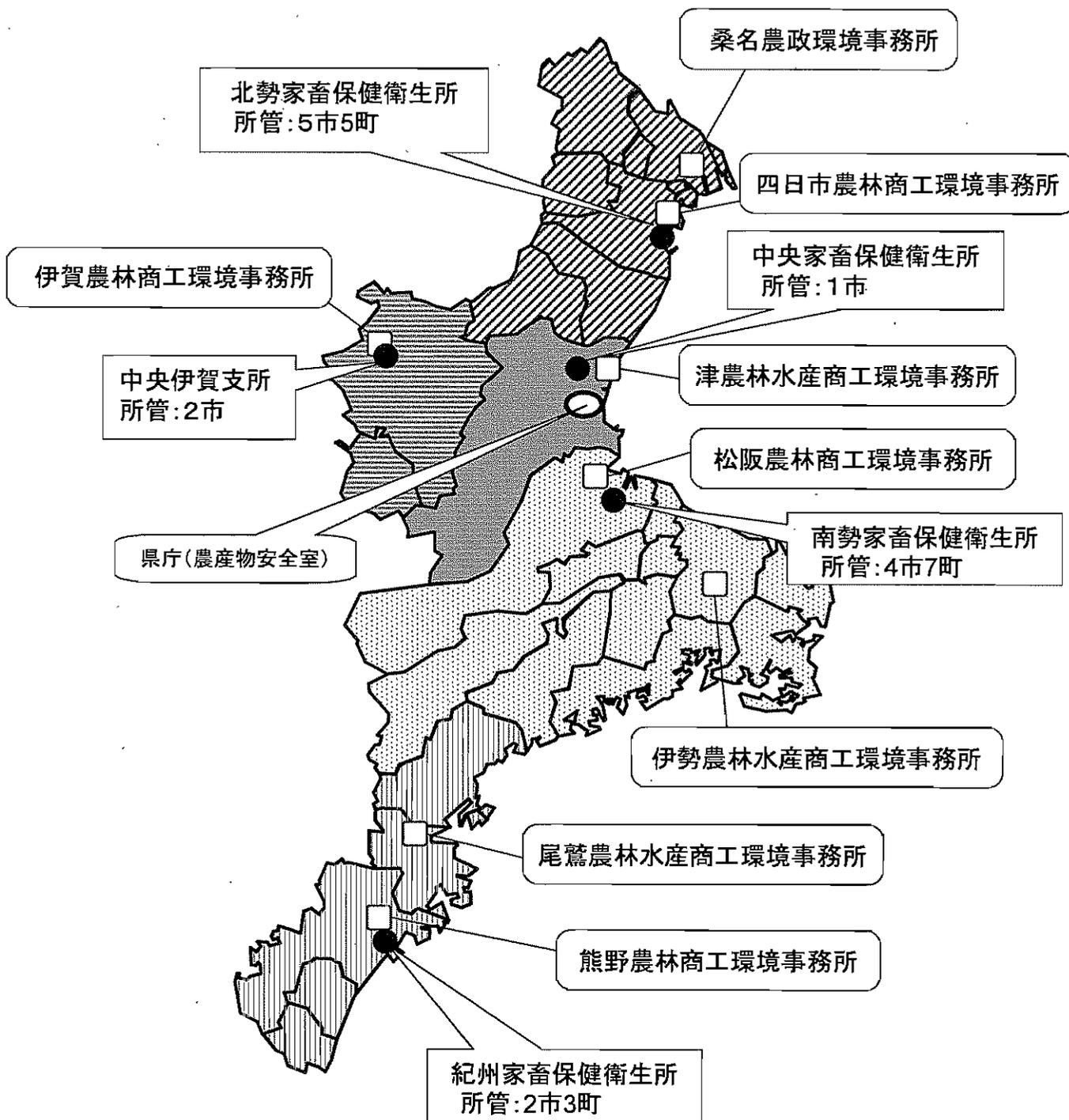
区 分	所 属	職 名
議 長	農水商工部	部長
副議長	農水商工部	副部長兼経営企画分野 総括室長
	農水商工部	農産振興分野総括室長
	防災危機管理部	危機管理監
委 員	政策部	広聴広報室長
	総務部	経営総務室長
	生活・文化部	生活・文化総務室長
	防災危機管理部	危機管理総務室長
	健康福祉部	薬務食品室長
	環境森林部	廃棄物対策室長
	農水商工部	農水商工総務室長
		企画・経営品質特命監
		人権・危機管理特命監
		農産物安全室長
		家畜防疫衛生特命監
	農畜産室長	
	県土整備部	維持管理室長
企業庁	危機・事業管理特命監	
教育委員会	高校教育室長	
警察本部	生活環境課長	

【現地対策会議】

区 分	所 属	職 名
議 長	農水商工事務所	所長
副議長	家畜保健衛生所	所長
	農水商工事務所	副所長
委 員	農水商工事務所	総務企画室長
		農政・普及室長
		環境室長
	県民センター	県民防災室長
	保健福祉事務所	保健衛生室長
	建設事務所	副所長
	警察署	生活安全課長
	関係市町	担当課長

口蹄疫発生時の初動対応イメージ





H22.4.1

三重県内の防疫関係機関 概図

1 口蹄疫発生時を想定した段階的防疫措置

(1) 県内発生前対策（防疫第1段階）

対策会議の設置

- ・宮崎県内で感染が広まる
飼養衛生管理項目の徹底

(2) 発生県拡大時対策（防疫第2段階）

対策会議 → 対策本部へ格上げ

- ・宮崎県以外へ拡大
緊急侵入防疫体制の徹底

(3) 県内発生時対策（防疫第3段階）

- ①県内での発生
- ②隣接県での発生があり移動制限区域又は搬出制限区域が三重県に及んだ場合に基づく強制的な消毒を含む防疫措置

2 実施・検討事項

(1) 発生予防措置の徹底

各農家の予防策の徹底

- ・確認・指導の徹底
- ・消毒措置の負担軽減

(2) 発生時の事前対策

- ①埋設場所調査
- ②獣医師の確保
- ③初期時の必要物品の充実
- ④重機類の確保
- ⑤各農家への情報提供体制の整備の促進
- ⑥動員者宿泊場所の確認

(3) 経営対策

- ①子牛確保への対応
 - ・全国の種牛や子牛の情報収集と提供
- ②経営相談
 - ・相談窓口の設置

(4) 消費者対策

- ①風評被害対策
 - ・ホームページ等への掲載

(5) 宮崎県への支援

対策会議等の開催について（情報共有と初動に係る体制強化）

1 三重県口蹄疫対策会議

宮崎県における口蹄疫の深刻な感染拡大を受けて、平成22年5月21日、農水商工部長を議長とする三重県口蹄疫対策会議（庁内関係部局で構成）を開催し、宮崎県、三重県の現状について情報共有するとともに、三重県で発生したときの初動体制について確認し、今後想定される課題等について検討しました。

【対策会議のなかで出された意見】

- (1) 緊急時対応としての消毒薬の配布
- (2) 農家の相談窓口の設置
- (3) 風評被害対応のための、ホームページ等による周知・啓発
- (4) 子牛確保、価格上昇への対応
- 《万が一、県内で発生したときに備えて》
- (5) 殺処分となった牛、豚等の埋却するための候補地（県有地）の把握
- (6) 防疫作業に伴う重機類の確保
- (7) 農家のメンタルケアのための相談窓口の設置

2 宮崎県における口蹄疫発生にかかる市町情報連絡会議

平成22年5月24日、県内の市町と情報連絡会議を開催し、宮崎県、三重県の現状に係る情報共有と、万が一県内で発生した場合の協力依頼、さらには、県内発生前（防疫第1段階）、発生県拡大時（防疫第2段階）、県内発生時（防疫第3段階）それぞれの段階での防疫措置と、発生予防措置の徹底、発生時の事前対策、経営対策、消費対策など実施事項・検討事項について、説明しました。

(1) 市町への協力依頼事項

- ・消毒ポイント設定時の協力
- ・現地への資材供給基地（体育館、公民館等）の提供
- ・埋却場所（市、町所有地）の検討

(2) 市町からの主な質問等

- ①市町が行っている消石灰の無料配布について県はどのように考えているか。
→現段階では、市町が状況を判断して、対応してもらおう。県としては、平常の定期消毒をしてもらえればと考えている。
- ②消毒を行う（市町の消石灰の無料配布を含む）判断基準になるものはないのか。

→家畜伝染予防法による措置になるが、宮崎県外に発生した場合は、県として次の対策を考える段階となると思っている。

③口蹄疫の現状説明によると、その後、宮崎県から子牛は入ってきていないので、県内で口蹄疫の発生の可能性は低いと考えてよいか。

→緊急調査等の結果から本県へのウィルス侵入の可能性は極めて低いですが、宮崎県への感染経路が解明されていないので、断定的なことは言えない。

④今後、発生した場合等はどのような経路で市町へ連絡が入るのか。

→農林水産商工環境事務所から入ることになる。

⑤発生状況については、毎日、県から市町や牛・豚等の農家へ情報提供をしてもらっているということであるが、市町への情報提供の徹底をお願いしたい。

→農林水産商工環境事務所から行うようになっているが、再度確認もし、十分共有できるよう徹底させてもらう。

⑥子牛の価格の上昇が懸念されるが、県を通じて、全国の子牛の増産をお願いしてもらいたい。

⑦町としては、農家が危機感を持っている中で、消石灰を無料配布したので、それへの県の支援をお願いしたい。

→農家の経営上、自主防疫も難しい点もあるので、消毒に対する県と市町の役割分担を考え、農家の負担軽減について、検討したい。

⑧肉の買い控えなど、風評被害対策について、県を通してより一層のPRをお願いしたい。

→21日の県口蹄疫対策会議でもそうした意見があり、引き続き、PRを行っていきたい。

⑨消石灰を配布した場合の有効性はどの程度続くのか。

→アルカリ性であることから有効性がある。天気にもよる（雨が降った場合は、有効性が下がる）が通常、2週間程度有効である。

⑩消毒材は、市町、農家で購入しているが、長期化すると入手しにくくなるが、どう考えているのか。

→塩素系の消毒液については、国が統制しているが、国内でも増産しており、輸入の促進も国がメーカーに要望しているので、徐々に不足などは改善されると思われる。今後、要望として国へあげていく。

大切な家畜を口蹄疫から守るために

口蹄疫とは...

牛や豚などにかかる伝染病です。

口や蹄に水ぶくれができるのが特徴です。
また、発熱や多量のよだれを流し、食欲がなくなったりします。

人へは感染しませんし、感染した肉などが市場に出回ることはありません。摂取しても人体には影響ありません。



写真：宮崎県

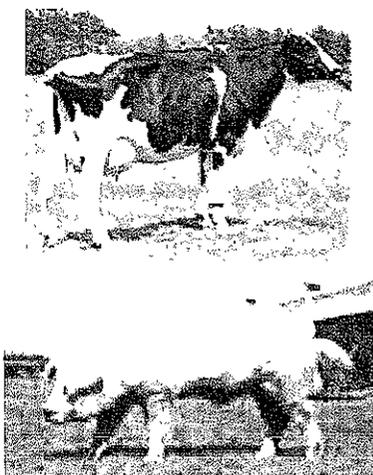
更に詳しい口蹄疫の情報は、以下の動物衛生研究所のホームページでもご確認いただけます。

<http://niah.naro.affrc.go.jp/disease/FMD/index.html>



口蹄疫の発生予防・まん延防止のために
以下のポイントに気をつけましょう。

- 農場を訪問する車や持ち込む器具等は必ず消毒しましょう。
- 関係者以外の農場への立ち入りは極力控えましょう。
- 飼養する家畜の健康観察は毎日丁寧に行いましょう。
- おかしいなと思ったら、すぐに獣医師または最寄りの家畜保健衛生所に連絡しましょう。



平成22年4月20日、宮崎県において、口蹄疫の発生が確認されました。本病ウイルスは非常に強い感染力を有していますので、各農場の飼養管理・衛生管理を徹底することが大切です。

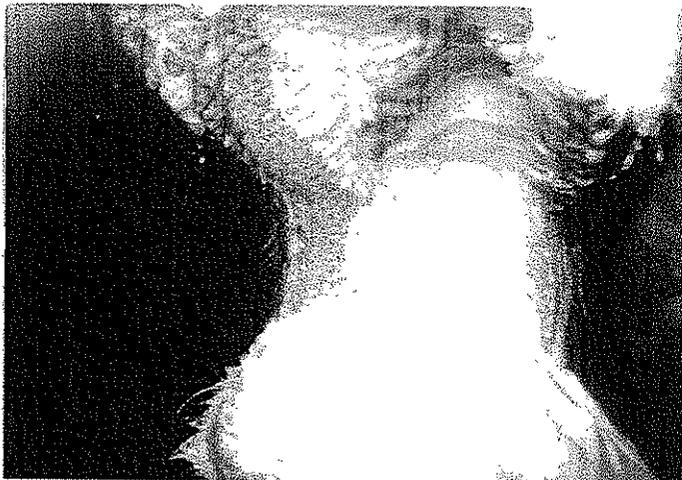
裏面もご覧ください

**以下のような症状を確認した場合には、必ず
獣医師か家畜保健衛生所に連絡しましょう。**

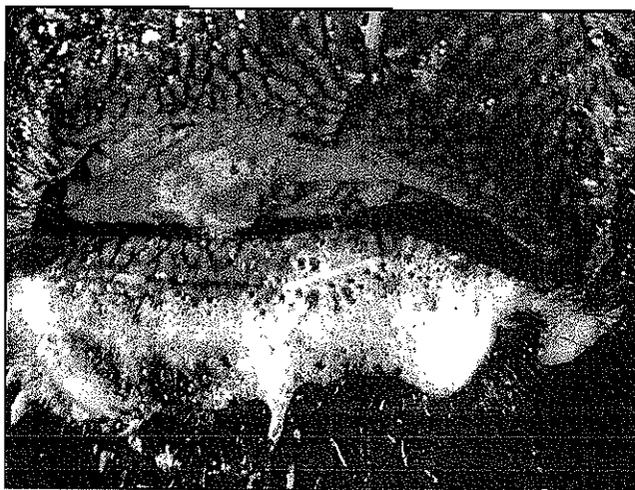
宮崎県の事例における感染牛の写真

口内の水ぶくれ(初期の症状)

口内の水ぶくれ



多量のよだれ



今回の発生のその他のポイント

- ・発熱がある
- ・口内や舌のまわりがただれている
- ・食欲が減退している
- ・複数の家畜にこのような症状がみられる

連絡先

三重県北勢家畜保健衛生所	059-351-1085
三重県中央家畜保健衛生所	059-246-8611
三重県中央家畜保健衛生所伊賀支所	0595-24-8170
三重県南勢家畜保健衛生所	0598-28-2266
三重県紀州家畜保健衛生所	0597-89-2455
三重県農水商工部農産物安全室	059-224-2544